

# 回 覧

## 申請書等の押印の見直しのお知らせ

### 【押印の廃止について】

町では行政手続等の簡素化や負担軽減、また行政のデジタル化の推進を図ることを目的として、町に提出される申請書等の文書について、令和4年4月1日から原則押印を廃止させていただきます。

ホームページ上で公開している申請書等の様式につきましては、順次押印欄を廃止したものに变更していきます。

ただし、国や県の法令・条例等で押印を義務付けているものや、印鑑登録証明書付きの実印を求める手続き、請求書や契約書などは引き続き押印が必要です。

詳細は申請書・委任状等を提出する課にご確認をお願いいたします。

### 【身分確認について】

これまでは、押印により本人確認、文書の真正性を担保していましたが、押印を廃止することにより、その代替手段として、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許書等）のご提示をお願いする場合がございます。ご協力をお願いいたします。